



第 58 回国際補鯨委員会 (IWC) 年次会合 (セントキッツ・ネーヴィス)

CONTENTS

第 58 回国際補鯨委員会(IWC)年次会合の結果について	2
資源管理部遠洋課	
平成 17 年度政策評価結果の概要について	4
漁政部漁政課	
回遊魚	7
資源管理部管理課指導監督室長 森田 正博	
平成 18 年 7 月分のプレスリリース	8

第58回国際補鯨委員会（IWC）年次会合の結果について

資源管理部遠洋課

はじめに

第58回国際補鯨委員会（IWC）年次会合が、カリブ海の島嶼国であるセントクリストファー・ネイビス（通称：セントキッツ・ネイビス）において、5月26日の科学委員会を皮切りに6月16日から20日にかけての本委員会（総会）終了までの約1ヶ月にわたって開催されました。昨年の韓国・ウルサンでの第57回年次会合以来4ヶ国（鯨類の持続的利用支持国としてカンボジア、グアテマラ、マーシャル、反捕鯨国としてイスラエル）が新たにIWCに加盟し、加盟国は70ヶ国に達しましたが、実際に今次会合に参加した国は67ヶ国でした。また、カナダやキューバなどのIWC非加盟国、NAMMCO（北大西洋海産哺乳動物委員会）などの政府間機関、加えて多数のNGOも参加しました。

IWCは、「鯨族の適当な保存を図って、捕鯨産業の秩序ある発展」を実現することを目的に締結された国際捕鯨取締条約（ICRW）に加盟する国々によって、毎年1回開催される鯨類資源管理のための国際会議です。しかし、近年は捕鯨を行わなくなった欧米諸国のような捕鯨に反対する国々と、鯨類は科学的根拠に基づき持続的に利用されるべきとする我が国、ノルウェーやカリブ海、アフリカ、大洋州諸国の持続的利用支持派の勢力が拮抗し、議論は膠着状態にあります。

我が国からの出席者

森本稔IWC日本政府代表を筆頭として、中前明水産庁次長、前章裕漁業交渉官、森下丈二漁業交渉官、鈴木亮太郎外務省経済局漁業室長ほかの政府関係者に加え、独立行政法人遠洋水産研究所、財団法人日本鯨類研究所等から約50名が代表団として出席しました。

また、金子恭之農林水産政務官、玉澤徳一郎衆議院議員、近藤基彦衆議院議員、小野寺五典衆議院議員、山際大志郎衆議院議員、神風英男衆議院議員、田浦直参議院議員、和田ひろ子参議院議員が参加し、持続的利用議員会合の開催を通じて持続的利用の原則の促進と捕鯨再開に向けて積極的な働きかけを展開したことに加え、江島潔下関市長、三軒一高太地町長、三原勝利太地町議会議長、など地方自治体関係者も会合に出席しました。

会議全体の流れ

今年次会合に先立ち、持続的利用支持国が新たに3ヶ国増えたことで、数字の上での実質的な勢力分布では持続的利用支持国が反捕鯨国を上回る状況となりました。しかしながら、持続的利用支持国の多くの国は開発途上の国であることから、会

合開催直前まで、分担金の支払いができず投票権を確保できない国も多く、会議に欠席する可能性のある国の動向とあわせて過半数獲得が不透明のまま会議開催となりました。

総会初日は、IWCの管轄外の「小型鯨類の管理」に関する項目の議題からの削除と無記名投票の拡大に関する提案を我が国が行い投票となりましたが、いずれも僅かの差で過半数には及びませんでした。しかし、この時点で持続的利用支持国と考えられる国がセントキッツに未到着であったり、分担金の支払い途中であったりしたことから、2日目以降に期待を抱かせる結果であったと言えます。

そして、会合3日目に至り、出席した持続的利用支持国全ての投票権が回復し、商業捕鯨モラトリアムはもはや必要ないとの見解を示すとともに、IWCの正常化を求める「セントキッツ・ネイビス宣言」が賛成多数で採択されました。これは1982年の商業捕鯨モラトリアム採択後、持続的利用支持国が獲得した初めての過半数であり、これを期に会合全体の流れが大きく変わりました。この宣言は、商業捕鯨モラトリアム撤廃（撤廃には4分の3の得票が必要）に直接つながるものではないものの、持続的利用支持国の主張が明確に盛り込まれたものであり、これが決議として採択された意義は非常に大きいものでした。また、例年提案される「調査捕鯨中止決議案」が提出されなかったことや、日本を含め米国、豪州、NZ、オランダが共同提案した「調査妨害の非難決議案」がコンセンサスで採択されたことなど、対話の兆しを含む新たな動きが現れました。

主要案件結果概要

(1) IWC正常化

本年2月にケンブリッジにおいて開催されたRMS作業部会で、実質的な議論が停止したことから今回の総会に先立って行われた同作業部会も、当初2日間の予定であったものが1日で終了するなど、RMS交渉は全く進展が見られませんでした。

これを受け、我が国は、他の持続的利用支持国と連携してIWCの正常化についての提案を行いました。本提案は、IWCの本来の設立目的である資源管理機関としての機能を回復させ、最終的に科学的根拠に基づく持続可能な捕鯨を再開することを目的とし、提案の中でIWCが開催する会合ではない形でIWCの正常化のための会議を開催する旨を表明しました。総会第4日目の会議時間外に行ったIWC正常化会合の準備会合においても、一部の反捕鯨国を含め37ヶ国が

参加するなど、その影響と関心の大きさが伺えるものでした。



持続的利用指持国と連携して開催された
IWC 正常化のための会合

(2) セントキッツ宣言

本年の年次会合において最も大きな出来事は、セントキッツ・ネービスや我が国を始めとする 30 ヶ国の持続的利用支持国が共同で提案した「セントキッツ・ネービス宣言」が投票の結果、過半数を獲得したことです。この宣言は、商業捕鯨モラトリアムはもはや必要ないとの見解を示すとともに、機能不全に陥っている IWC の正常化の必要性を謳ったものです。投票は賛成 33 票、反対 32 票、棄権 1 と、わずか 1 票差ではあったものの持続的利用支持国が推進した提案が過半数を獲得した初めてのケースであり、この結果は反捕鯨国にとって大きな衝撃を与えました。強硬な反捕鯨国の中には、採決終了後に、採決の無効を訴えたり、アイスランドの再加盟を認めていないことから同票で否決されるべきとの礼を失した発言を行う国もあり、発言について議長から注意を受ける一幕もありました。

(3) 沿岸小型捕鯨の捕獲枠の設定

商業捕鯨モラトリアムの導入により、伝統的な捕鯨の歴史を有する我が国の沿岸小型捕鯨地域（網走、鮎川、和田、太地）は経済的にも、社会的にも困窮した状況が続いています。これら沿岸小型捕鯨地域の捕鯨は、IWC で捕鯨が認められている先住民生存捕鯨と文化的にも共通点が多いことなどから、これらの地域を救済するためにも、我が国はミンククジラ 150 頭の商業捕鯨枠を要求しました。科学的に見てもミンククジラ資源は豊富であり、加えて我が国は現実的かつ効果的な監視取締制度を受け入れる用意があるとしましたが、賛成 30 票、反対 31 票、棄権 4 票で附表修正に必要な 4 分の 3 の票が得られず否決されました。今回も本件は否決されてしまったものの、過半数まであと一票にまで迫ったことに加え、反捕鯨国の中には、沿岸小型捕鯨地域の窮状を理解する国もあり、今後とも関係国との協議を継続し、ねばり強く要求を続けていくことが重要であると考えます。

(4) 鯨類捕獲調査

我が国より、南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）と北西太平洋鯨類調査捕獲（JARPEN II）の進捗状況について、プレゼン

テーションを行いました。反捕鯨国からは、05 / 06 年の JARPA II で捕獲の行われたナガスクジラと 07 / 08 年から行われる予定のザトウクジラの捕獲について懸念が示されましたが、例年行われる捕獲調査反対決議案は提案されませんでした。

(5) 調査妨害の自粛決議

05 / 06 年に行われた JARPA II において、我が国の調査船が環境保護団体から悪質な妨害を受けたことから、我が国は、捕獲調査を始めとする調査活動に従事する船舶への不当な妨害活動の禁止を求める決議案を、米国、豪州、NZ 及びオランダと共同提案し、これがコンセンサスにより可決されました。

(6) 鯨類サンクチュアリーへの撤廃

我が国は、これまで同様に南大洋サンクチュアリーには科学的な正当性も必要性も見いだせないとして、撤廃を求める提案を行いました。賛成 28 票、反対 33 票、棄権 4 票で附表修正に必要な 4 分の 3 の票が得られず否決されました。一方、反捕鯨国による新たな南大西洋サンクチュアリーの設置を求める提案は、取り下げられました。

(7) 次回以降の年次会合

2007 年の第 59 回年次会合は、5 月 4 日から 5 月 31 日（本委員会は 5 月 28 日開始）まで、米国のアンカレッジで開催されます。なお、2009 年の会合開催地として、横浜市とポルトガル（マデイラ島）が次回会合での決定に向けて立候補しました。

今後の展開

本年の年次会合において、「セントキッツ・ネービス宣言」が過半数をもって採択されたことによる反捕鯨国の危機感は相当なものがあり、今後の反捕鯨国による巻き返しがあることは間違いなく、如何に今回の会合の流れを、来年のアンカレッジ会合まで繋げていくかが重要です。さらに、RMS に関する議論が完全に停止してしまった現状で商業捕鯨を再開するためには、IWC を正常化し、本来の資源管理機関として立ち返らせることが必要となります。その第一歩として、来年 2 月（予定）に我が国において IWC 正常化会合を開催しますが、持続的利用支持国はもとより、IWC の機能不全状況を憂慮する一部の反捕鯨国（穏健派）の参加を得て正常化に向けた動きを強化する必要があります。

また、来年のアンカレッジ会合は、アラスカのイヌイトの先住民生存捕鯨捕獲枠の更新が行われる重要な会議となりますが、状況的に何ら異なるところのない我が国の沿岸小型捕鯨に対しても捕獲枠が配分されるよう関係国と協議、協力しながら万全の対応を行っていく必要があります。

今後とも、捕鯨問題に対する皆様のご支援をよろしくお願い致します。

平成 17 年度政策評価結果の概要について

漁政部漁政課

農林水産省の政策評価は、政策分野ごとの目標を定め、毎年その目標に対する実績を測定する「実績評価」及び実績評価を補完するものとして、政策分野に含まれる予算事業を対象に行う「政策手段別評価」を組み合わせを行っています。

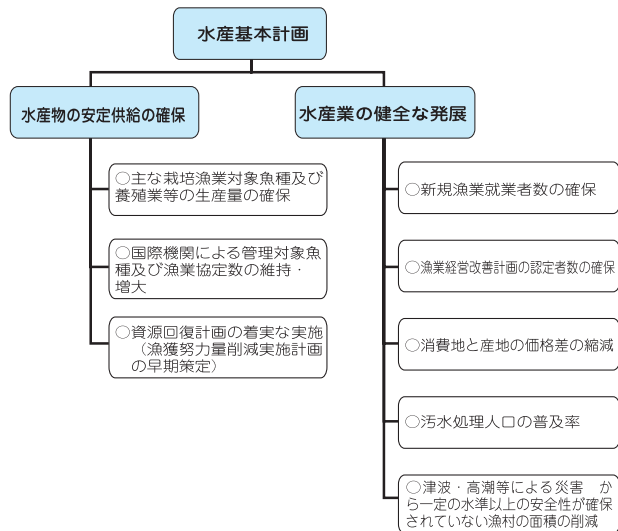
なお、予算等の見直しに「使える評価」とするために、本年3月、評価体系の再編など全面的に見直しを行い、水産庁においては、9分野13目標から2分野8目標に再編したところ です。

以下水産庁における17年度政策評価結果の概要を報告します。

1 17年度実績評価結果について

17年度実績評価は、下図のように全ての水産施策を「水産基本計画」に基づき2つの政策分野に分類し、8つの定量的な目標を設定し、評価を実施しています。その達成度合に応じて、A、B、Cのランク付けを行っていますが、ランクに拘ることなく、なぜその結果になったか、要因を分析することが重要であると考えます。

この実績評価結果を踏まえ、19年度の政策、予算、法令等へ反映することとなります。

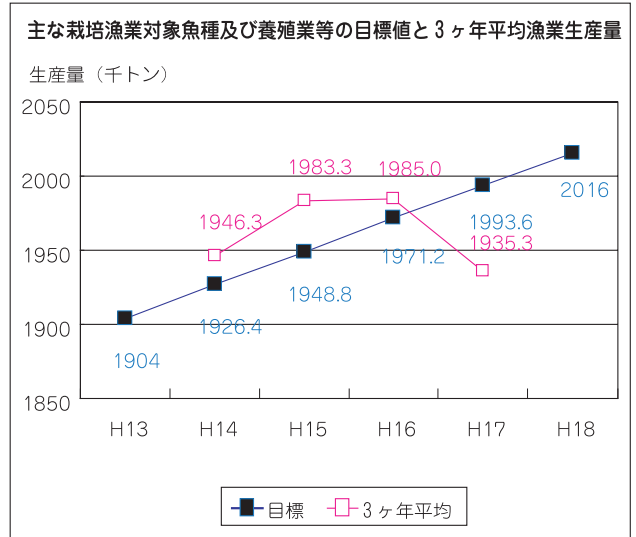


(1) 水産物の安定供給の確保

ア 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保

達成状況は、貝類養殖及び海面漁業のホタテガイ等において、台風などの自然災害による影響が大きく、関係漁業生産量は目標値1,994千トンに対し、実績値1,935千トン、達成率34%と低い水準となったものの、これ以外の対象魚種は生産量を維持することができた。なお、台風などの外的要因のため、ランク付けは行っていない。

今後とも、環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の養殖及び放流を推進するとともに、養殖漁場の改善の促進、水質の保全や水産動植物の繁殖地の保護・整備により、養殖漁場環境や稚魚期の漁場生息環境・産卵場の回復を図っていくことが必要である。



イ 資源回復計画の着実な実施（漁獲努力量削減実施計画の早期策定）

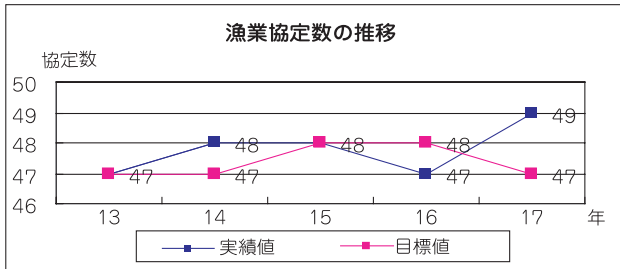
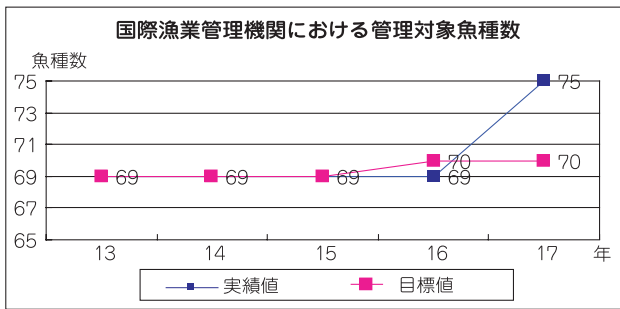
達成状況は、資源回復計画9計画のうち漁獲努力量削減実施計画6計画を半年以内に策定し、67%の達成率でBランクとなった。これは、都道府県が策定する資源回復計画の中で、関係漁業者の数が多く、取りまとめに時間を要したこと等のため、資源回復計画の公表から漁獲努力量削減実施計画の策定に至るまで半年以上要したことによる。

今後、漁獲努力量削減実施計画が速やかに策定されるよう漁業関係者による漁業者協議会を数多く開催し、漁業者間における早期の合意形成促進に努める必要がある。

ウ 国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大

達成状況は、資源管理対象魚種70魚種、漁業協定47協定の目標値に対し、75魚種、49協定で、いずれも目標を達成しAランクとなった。これは、地域漁業管理機関等における資源管理への取組協力及び関係国との協議を積極的に推進した結果、5魚種が追加され、また、中西部太平洋まぐろ類委員会への加盟等により、2協定増加したことによる。

今後とも地域漁業管理機関等における資源管理の取組において強いリーダーシップを発揮するとともに、引き続き我が国漁業者の操業機会及び他国水域への入漁機会確保のため、関係国との協議等を積極的に展開していく必要がある。



工 政策分野の総合的な評価

計画的な生産については、都道府県における「つくり育てる漁業」の推進等に関する支援措置を地域の自主性に委ねることとして税源移譲したことを踏まえ、海域レベルでの種苗放流体制の構築等の各都道府県間の連携強化の取組に着手したところであり、今後より一層の充実を図る必要がある。

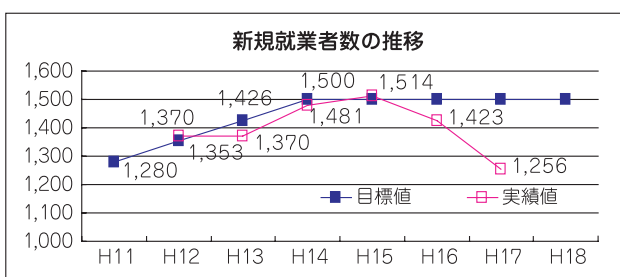
資源管理については、漁業者自身による漁獲努力量削減実施計画への取組が進んでいるが、多魚種に対する包括的な資源回復計画の策定も推進する必要がある。また、国際的な資源管理の枠組み構築については、我が国及び関係国の努力により構築された管理体制の下、より一層の資源管理の推進を図ることが重要である。

(2) 水産業の健全な発展

ア 新規就業者数の確保

達成状況は、目標値の1,500人に対し、17年度新規就業者数は1,256人とどまり、84%の達成率でBランクとなった。これは、体験乗船や漁業就業・スキルアップのための講習会、漁業者の育成を図るための支援等を実施した結果、概ね目標を達成したことによる。

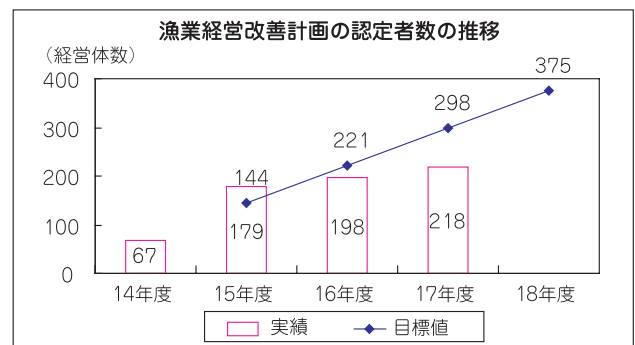
また、18年度からは、これまでの対策に加え、都市部の若者を対象とした6か月間の長期研修を実施するとともに、学生やサラリーマン等が漁業を就職・転職先に選択し、円滑に就業できる仕組みを構築する必要がある。



イ 漁業経営改善計画の認定者数の確保

達成状況は、目標値の298経営体に対し、218経営体の認定にとどまり、73%の達成率でBランクとなった。これは、資源悪化や魚価安に歯止めがかからない上に、燃油価格の高騰が漁業経営を圧迫し、付加生産額を向上させるという本来の計画を立てることができず、認定数の伸びが漸増にとどまったことによる。

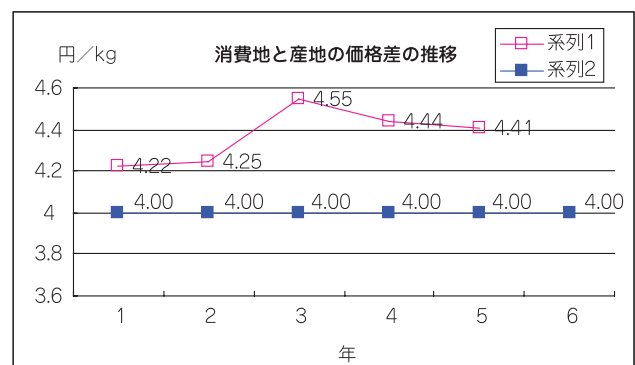
今後は、「効率的かつ安定的な漁業経営」の育成が重要であり、改善計画の着実な実行を強力にサポートする中小漁業経営支援事業を多数の漁業者団体等で展開していく必要がある。



ウ 消費地と産地の価格差の縮減

達成状況は、直近3か年平均で4.41倍となり、4.00倍以内とした目標を達成できず、Cランクとなった。これは、産地市場の規模が小さく、取扱商品が質・量ともに不安定であり、需要者の要求に応えられないこと等が流通マージンを縮減できない構造的要因となっているため、目標達成できなかった。

このため、産地市場の統合を計画的に推進する必要がある、関係者間の合意形成の取組への支援を重点的に実施する必要がある。

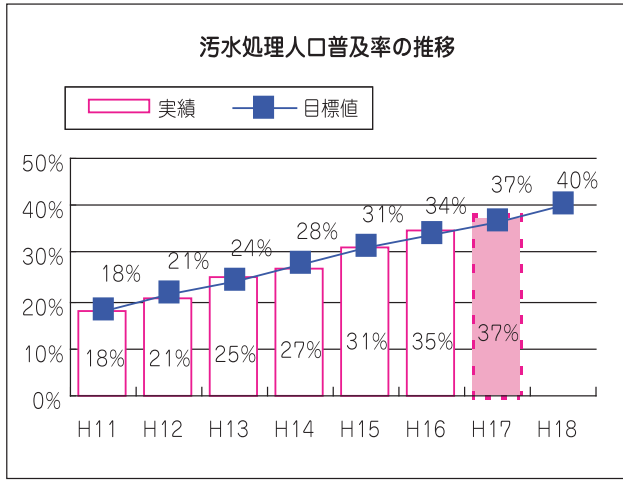


エ 汚水処理人口普及率

達成状況は、目標値37%に対し、17年度実績値37%で、目標を達成しておりAランクとなった。これは、漁村は漁業活動の根拠地、生活を支える基盤であり、条件不利地域が多く小都市と比べて生活環境が立ち後れていること等から、汚水処理施設の整備を推進してきた結果、目標を達成することができた。

また、都道府県別の汚水処理人口普及率で見た場合、格差が

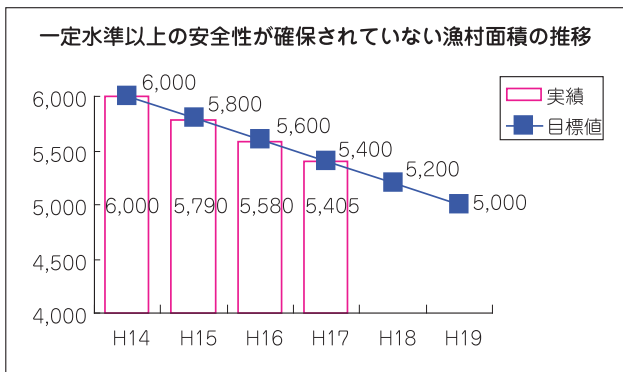
存在することから、普及率の低い都道府県については、関係地方公共団体と連携の下、普及啓発を行うとともに、引き続き事業の推進を図っていく必要がある。



オ 津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減

達成状況は、目標値 5.4 千 ha に対し、17 年度実績値 5.405 千 ha で、99%の達成率となり、A ランクとなった。これは、津波・高潮の災害の虞が多い堤防等の海岸保全施設の整備を優先的に実施した結果、ほぼ目標を達成した。

引き続き、緊急性の高い地域から優先的に整備を実施する必要がある。



カ 政策分野の総合的な評価

担い手の確保については、新たな研修事業を立ち上げたところであり、今後、事業の効率的な実施や漁村の意識改革により、目標の達成に向けて努力する必要がある。

漁業経営の育成については、17 年度から新たな事業を立ち上げたところであり、今後、効率的な実施を図ることによって、効果が発揮されるよう努める必要があり、また、国際競争力を有する経営体育成の問題については、水産基本計画の見直し結果を踏まえて対応する必要がある。

適正な魚価の確保については、水産物流通を担う産地市場の構造改革の取組を適切に進めることが重要である。

漁村の生活環境等の確保については、順調に目標を達成して

おり、引き続き事業の推進を図る必要がある。

2 17 年度政策手段別評価結果について

17 年度手段別評価は、実績評価を補完するものとして、政策分野に含まれる個々の政策手段（予算事業）のうち、水産基本計画及び漁港漁場長期計画の見直しに伴い、必要性、有効性、効率性を評価するとして、「水産物供給基盤整備事業費補助」、「資源回復等推進支援事業費補助金」及び「国際水産物新需要創出ビジネスモデル事業」の 3 事業について手段別評価を実施した。

(1) 水産物供給基盤整備事業費補助のうち漁港漁場機能高度化事業

本事業は、漁港漁場施設等の機能をより十分に発揮させる補完的整備を行うものであり、既に事業が完了した地区において、防波堤の改良による港内の静穏度の向上や、着底基質の新設により魚介類の餌場等になる藻場を造成し資源の増大等成果を上げている。

また、既存の漁港・漁場を利用する漁民等の施設に対するニーズにより細かく対応するため、国の関与を縮小し、事業の進捗に応じて弾力的に地域間で国費の充当率の調整が行えるような事業への移行を検討する。

(2) 資源回復等推進支援事業費補助金

この事業は、資源回復計画に基づく漁獲努力量削減実施計画において漁獲努力量の削減をするため、減船・休漁等を実施する漁業者に対して、不要漁船の減船経費、休漁期間中の経営維持経費等を交付する事業であり、17 年度においては、減船 3 隻 (2 計画)、漁具改良等 112 隻 (6 計画)、休漁漁船活用 716 隻 (4 計画)、休漁推進 110 隻 (3 計画) に対し支援を実施した。

今後は、資源回復計画の内容と資源への効果を検証し、現在見直し中である水産基本計画の検討状況を踏まえつつ、適切な支援・制度のあり方を検討し、より効果のある資源回復計画とする必要がある。

(3) 国際水産物新需要創出ビジネスモデル事業

この事業は、国際水産物を利用したビジネスモデルの確立を図るため、漁協等が、食品産業や小売業との連携により行う、新製品開発や最適な出荷ルートの構築等の取組に対して支援を行うものであるが、17 年度においては、①消費者ニーズの把握、新製品の開発及び供給試験、効率的な流通の確立に向けた実証試験等の取組、②漁協等による先進的な流通事例、水産分野のビジネスモデル特許の把握等調査を行った。

今後、水産物流通の構造改革が緊急かつ不可欠な状況であることを踏まえ、これまでの取組に加え、産地市場の統廃合や買受人の新規参入等の水産物流通構造改革を促進するため事業内容の見直しを行う。

「横須賀再発見」

福岡転勤から横須賀住まいに戻って約1年半になる。福岡は魚が美味しいとよく言われるが、確かに鮮度がいいものが安く出回っており、自家用にも重宝したが、もちろん居酒屋などでも、どんな店に入っても取りあえず美味しい魚が食べられた。また、多少高い金を払えば、と言っても東京の思いをすればたいしたことのない金額だが、それに十分見合うものが口に入った。冬の寒い日に食べたアラ鍋などは記憶に残る絶品で、帰りの勘定をするときには次の予約を入れてしまったほどだった。また、魚以外にも近所の店のもつ鍋など美味しいものには事欠かない生活だった。



資源管理部管理課指導監督室長

森田 正博

そんな福岡の美食三昧から戻った横須賀であるが、なかなかどうして、こちらにもいろいろなものがあって楽しむには事欠かないと思っている。最近、カレーの街として売り出しているが、家庭で食べられているカレーライスのルーツは、旧日本海軍のメニューにイギリス海軍のカレーシチューを採用し、日本人の口に合うように小麦粉を加え、とろみをつけてご飯にかけて食べるようにしたものだそうで、その味が、ふるさとに戻った水兵さん達によって全国の家庭に浸透したのだとか。ということで、横須賀が発祥の地だそうだ。横須賀の街には海軍カレーを食べることができる店が20数店あるそうで、その他にもカレーラーメンなどちょっと変わったメニューを出す不思議な店もあるようだ。

現在は、海上自衛隊、防衛大学、アメリカ海軍などがあるため、街の雰囲気も他とはちょっと変わっているかもしれない。私にとっては以前住んだことのある沖縄に似たところもありあまり違和感はないが、外国人が多いのに加え、休日は自衛隊の教育隊の若い人などが制服姿で多数出歩いている。日本人も基地従業員やドック関係者など海に関する職業の人が多く住んでいるようだ。

そして海といえば忘れてはならないのが漁業だ。私が住む地区にもすぐそばに漁港があるが、横須賀市の所在する三浦半島は神奈川県的主要漁業生産地である。魚屋やデパート・スーパーの魚売り場には鮮度の良い地元産の旬の魚がたくさん並んでいる。休日には魚屋巡りをして美味そうなものを見つけ、買ってきてはちょっと手を加えてそれを肴に酒を飲むという楽しみもあるが、もちろん、地元の魚を食材にして料理を出している店も、フランス料理、イタリア料理から日本料理、居酒屋まで多数あり、それぞれ美食を提供してくれる。

東京までは通勤するにはちょっと距離があるが、毎朝海を眺め潮の香を嗅いでから出勤し、休日にも海に親しむ。恵まれた生活かもしれない。今までそんな気にならなかったが、もう少し地元の良さを見つけて楽しみたいと思っている。

水産庁広報からのお知らせ！！

今年の子ども霞が関見学デーは、

「クジラのひげ知ってる？クジラのひげにふれてみよう！みんなで海をきれいにしよう！」

と題して、以下により開催します。

1. 開催日時
8月23日(水)・24日(木) 10:00~16:00
2. 会場
水産庁中央会議室(農林水産省本館8F)
3. 水産庁のイベント
 - クジラと遊ぼう(捕鯨の紹介の他、本物のクジラのひげ配付や実物大バルーンの展示等)
 - 海と渚をきれいにしよう(海と渚の環境美化活動の紹介、海岸に流れ着いたゴミを使った様々なアート作品の作成体験)
 - 私たちの暮らしの中の水産業を知ろう(水産加工品等の展示と試供品の配付)



プレスリリース 7月分

発表年月日	発表事項名	担当課
18.07.03	日・キリバス漁業協議の結果について	国際課
18.07.03	IATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）第74回年次会合の結果について	国際課
18.07.05	北朝鮮による飛翔体発射に伴う漁業者の安全確認について	漁政課
18.07.06	第14回水産政策審議会企画部会の資料について	企画課
18.07.07	第2回「漁業共済検討ワーキンググループ」の概要について	漁業保険管理官
18.07.10	平成18年度第2回日本海海況予報	漁場資源課
18.07.14	平成18年度第1回太平洋スルメイカ長期漁況予報	漁場資源課
18.07.18	茨城県が「霞ヶ浦北浦海区ワカサギ資源回復計画」を作成	管理課
18.07.18	水産政策審議会第26回資源管理分科会の開催について	漁政課
18.07.18	水産政策審議会第25回施策部会の開催について	漁政課
18.07.18	第9回水産政策審議会の開催について	漁政課
18.07.18	水産政策審議会第9回漁港漁場整備分科会の開催について	計画課
18.07.20	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令案についてのパブリックコメントの実施について	遠洋課
18.07.20	「第3回漁業共済検討ワーキンググループ」及び「第2回漁船保険検討ワーキンググループ」合同会議並びに「第2回漁業保険事業に関する検討会」の開催について	漁業保険管理官
18.07.24	平成18年度第2回日本海スルメイカ長期漁況予報	漁場資源課
18.07.24	第3回日韓水産資源協議の開催について	国際課
18.07.24	平成18年梅雨前線の大雨等による被害農林業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について（依頼）	水産経営課
18.07.25	山口県が「山口県日本海海域あまだい類資源回復計画」を作成	管理課
18.07.25	第9回水産政策審議会の結果について	漁政課
18.07.25	水産政策審議会第9回漁港漁場整備分科会の結果について	計画課
18.07.26	水産政策審議会第25回施策部会の結果について	企画課
18.07.26	水産政策審議会第26回資源管理分科会の結果について	漁政課
18.07.26	第9回地域水産加工技術セミナーの開催について	研究指導課
18.07.27	平成18年度第1回太平洋イワシ・アジ・サバ等長期漁況予報	漁場資源課
18.07.28	「今後の遊漁施策の検討に向けた釣り人の意見の募集」について	沿岸沖合課
18.07.31	第3回日韓水産資源協議の結果について	国際課
18.07.31	平成18年度第2回農林水産省政策評価会水産庁専門部会の開催について	漁政課
18.07.31	水産物の市況について（平成18年7月及び8月）	加 工流通課

※詳細は水産庁ホームページを御参照下さい。

水産庁広報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館3階
代表 03-3502-8111（内線7028）
URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見・ご質問はこちらへ

URL <http://www.maff.go.jp/toiawase/index.html>